

さあ!大人の出番です!

市民総ぐるみ街頭活動を実施します!

青少年に対する大人の意識の高揚を図るため、自転車の無灯火など交通ルールを中心とした街頭指導を実施するとともに、「子どもへのまなざし運動」を推進します。

- 実施日時/7月3日(金) 20時~
 - 集合場所/各校区(地区)公民館など
 - 活動場所/佐賀市内全域
 - 主催/佐賀市青少年健全育成連合会
 - 協力団体/少年育成委員、交通安全指導員、PTA、小・中・高等学校、警察署、交通安全協会、自治会、公民館、民生委員・児童委員など
- ※くわしくは、校区青少年健全育成会へお尋ねください。



問い合わせ

佐賀市青少年健全育成連合会(佐賀市青少年センター内)

☎24-2331

FAX24-2332

あなたの人権 わたしの人権

「木の皿」

グリム童話にこんなお話があります。

『昔、夫婦と老人と4歳になる子が住んでいました。老人は年をとって食べ物をごぼし、よこすようになりました。そしてある日、陶器の食器を落としてこわしてしまいました。そこで、夫婦は老人に粗末な木の皿をあてがうことにしました。』

4歳の子がしばらくして、木片を刻んでいるのを夫婦が見つめました。

「坊や何しているの?」

「木でお皿を作っているの。ほくが大きくなるころには、パパもママも年をとるだろう。その頃には、このお皿ができあがるから、これでごはんを食べさせてあげるの。」

夫婦はびつくりして、老人にもとどおり陶器の食器で食事をさせることにしました。』

高齢社会といわれる中にもかかわらず、「年寄りだから無理しないで」などと言われることがあります。年齢を理由に社会参加の機会から遠ざけることは、人間としての自由や平等の侵害にほかなりません。人は誰もがやがて高齢を迎えます。

わが国は高齢化が進んでおり、2015年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者になるともいわれています。そんな中で現在の若い世代も、こうした状況を「自分の問題」としてとらえることが必要です。その上で高齢者の人権に配慮し、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくっていくことが今、求められています。

(社会同和教育指導員 山田)

各種お知らせ

問い合わせ

本庁 人権・同和政策課
人権啓発係(ほほえみ館内)

☎40-7367

FAX34-4549



問い合わせ

佐賀地方法務局
佐賀県人権擁護委員連合会

☎26-2148(代表)
FAX26-2118

■電話番号/
0120-007-110
(全国共通・無料)

■受付時間/
8時30分~19時
(ただし土・日曜日は
10時~17時)

■実施期間/
6月28日(日)~7月4日(土)

■お問い合わせ/
相談は無料、相談内容の秘密は守ります。

「いじめ」など子どもの人権問題に関する相談電話です。法務局の職員、または、子どもの人権専門委員をはじめとする人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えたいと思います。一人で悩まずに、私たちに電話してください。

全国一斉

「子どもの人権110番」

強化週間